

子供の性被害に係る対策

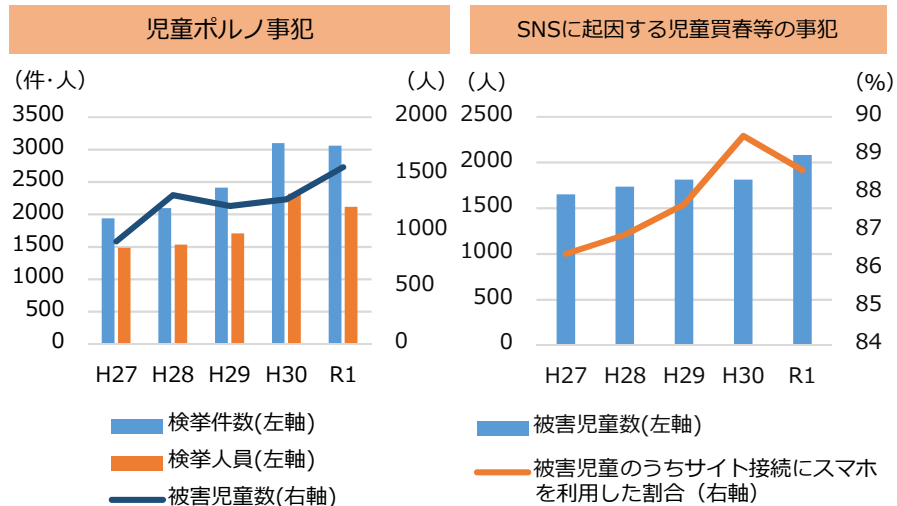
1. 子供の性被害とは

児童買春、児童ポルノの製造等

児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

2. 子供の性被害をめぐる情勢



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 子供の性被害に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

3. 子供の性被害防止プラン策定の経緯

閣議決定(平成28年3月)

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議(平成28年4月)

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等(平成28年4月～)

プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

犯罪対策閣僚会議(平成29年4月18日)

プランを策定。定期的なフォローアップを行っている。

4. 子供の性被害防止プランの構成

6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化